



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社 小糸製作所
代表者名 取締役社長 大嶽隆司
(コード番号 7276 東証第 1 部)
問合せ先 取締役総務部長 鶴田 幹男
(TEL. 03-3443-7111)

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、会社法 第 3 6 2 条、及び会社法施行規則 第 1 0 0 条に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制 (会社法 第 362 条第 4 項第 6 号、会社法施行規則 第 100 条第 1 項第 4 号)

コンプライアンスの基本理念に基づき、関係諸規程、及び組織・体制の整備・充実を図ると共に、取締役、及び従業員への周知・教育を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則 第 100 条第 1 項第 1 号)

株主総会、取締役会、常務会の議事録など取締役の職務執行に係る情報については、関係諸規程の整備・充実を図り、これに従って、適切な保存・管理を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (会社法施行規則 第 100 条第 1 項第 2 号)

会社の存続に関わる重大なリスク事案の回避・排除、また、発生した場合の影響を極小化するため、リスク管理に関する規程や体制の整備、及び取締役・従業員への教育・訓練を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 第 100 条第 1 項第 3 号)

取締役会、常務会の定例的開催、及び取締役の職務執行に係る諸規程、組織・体制の整備・充実を図り、取締役の職務執行の効率性を確保する。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則 第 100 条第 1 項第 5 号)

グループ会社の業務の適正を確保・管理するため、承認・報告事項制度を明確にし、充実させると共に、定期的に業務報告、業務監査、会計監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(会社法施行規則 第 100 条第 3 項第 1 号、第 2 号)

監査役の職務を補助するため、監査役室を置き、所属する使用人を選任する。
取締役からの独立性を確保するため、監査役室の人事については、監査役会の同意を得た上で、決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則 第 100 条第 3 項第 3 号、第 4 号)

取締役、及び従業員は、諸規程に従い、監査役に報告すべき事項を報告する。また、監査役は当該規程に従い、監査役会に報告するものとする。
監査の実効性を確保するため、監査体制の整備に努める。

以 上